

—— 十日町市農村環境計画 —— 雪国に広がる自然と共生した美しい里 とおかまち

< 概要版 >



1 農村環境計画の目的

～農村地域における環境保全・配慮のマスタープラン～

平成 11 年に制定された食料・農業・農村基本法はその総則において、国土の保全・自然環境の保全・良好な景観の形成など、農業農村の「多面的機能の発揮」を明文化しています。さらに平成 13 年に改正された土地改良法の基本原則に、土地改良事業の施行にあたっては「環境との調和への配慮」が追加されました。

農村環境計画は、農村地域において環境配慮や環境保全が適切に行われるための目標や方針等を示すことを目的としており、環境配慮・環境保全の「マスタープラン」となります。

ここにその概要をお知らせします。市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2 今後の農業農村整備事業

～魅力的な農村を守り、形成するためには、地域住民全般の参加・協力が大切～

農業農村整備事業は、「ほ場、農道、用排水路の整備」を行うだけではなく、「自然災害を防止し、水資源を養うこと」や「多様な生物生態系や美しい景観を形成・保全すること」に対しても重要な役割を果たしています。このような多面的な機能を維持・向上することによって、地域社会全体の環境保全・形成に貢献しています。

「都市と農村による環境共生社会」に向けて、環境保全型農業の推進や、魅力的な農村を守り、形成していくために、事業実施の際には地域住民の全般的な参加により、施設の建設・整備や維持管理の適切なあり方などを検討することが重要となります。

また、地域活動の振興や都市農村交流の促進など、ソフト面からの対応も必要となります。

3 農村環境計画の施策体系

総合目標

キャッチフレーズ

雪国に広がる自然と共生した美しい里 とおかまち

基本方針

環境保全の基本方針

人と野生生物とが適正に共生できる環境づくりと多面的機能の発揮により豊かな自然を守る

野生生物による被害を防ぎつつ、自然環境の保全・保護に配慮し、適正な共生関係を築いていくとともに、持続的な農の営みにより、景観の保全や自然災害防止といった多面的機能を発揮していくことを目指します。

農村の魅力を高めて、地域社会の協働を進め、都市との交流を通じて環境を大切にする社会を構築する

農村の固有資源を保全・利活用するとともに居住環境の快適化を進めて魅力の向上を図り、地域社会の協働を進め、都市との交流を通じて環境重視の社会形成に向けたしくみを構築していくことを目指します。

環境にやさしい農法による安全でおいしい農産物の供給体制と持続可能な農業を確立する

魚沼十日町産コシヒカリに代表される米の名産地となっています。自然や風土を活かした地域農業の展開の中で、環境保全型農業への転換を進めつつ、生産の効率化と経営の安定化を図っていくことを目指します。

対応方針

環境への対応方針

- 生物相が豊か、また景観が良好であるなどのすぐれた自然環境の保全
- 農業の営みが育んできた田園環境と生物多様性の保全
- 生物の移動などにおいて重要となる環境のネットワーク化により生態系を保全
- 野生生物による農産物被害・人的被害の発生を防止

- 農村社会の枠を超え、環境保全を推進する協働体を形成
- 食・農に対する理解を深め、環境にやさしい消費・供給の取り組みを促進
- 日本の原風景や伝統文化の継承など美しく魅力的な農村の形成
- バイオマスの利活用や有機性資源の循環利用の推進

- 水と土・生き物などへの環境負荷の低減を図る農業を展開
- 地場産農産物の安全性やおいしさのPRなど消費者との交流・情報提供の活発化
- 環境志向・健康志向への対応と有利販売に向けた取り組みの推進
- 自然や風土を活かした農業を展開しつつ、安定した農業を確立

地域区分

自然公園
エリア

エコ社会推進・
市街地エリア

豊かな田園・
生産性農業
エリア

棚田・里山
エリア

水辺環境・
景観の
ネットワーク

森の基軸の
ネットワーク

エリア ゾーン

自然公園エリアのコンセプト

- 生物相豊かな貴重な自然の維持・保全
- 美しく豊かな自然を観光等へ利活用
- 自然保護の啓発に向けた活用
- 自然の保護を優先した維持管理



エコ社会推進・市街地エリアのコンセプト

- 都市と農村との環境共生社会づくりの推進
- 都市と農村の連携・交流の中枢拠点機能の向上
- 循環型社会や農業・農村関連情報の集積・発信
- 地方の地域拠点との連携を強化



豊かな田園・生産性農業エリアのコンセプト

- 高生産性ほ場の維持・保全
- バイオマスを活用した環境保全型農業の展開
- 多面的機能、農村資源の保全・利活用
- 農家以外の住民の農業・農村行事への参加促進



棚田・里山エリアのコンセプト

- 棚田や歴史・文化等多様な農村資源の維持・保全
- 自然や景観に配慮しつつ農村の整備を促進
- グリーンツーリズムによる交流と農産物の流通の拡大
- 安心で、快適に住み続けられる農村の形成



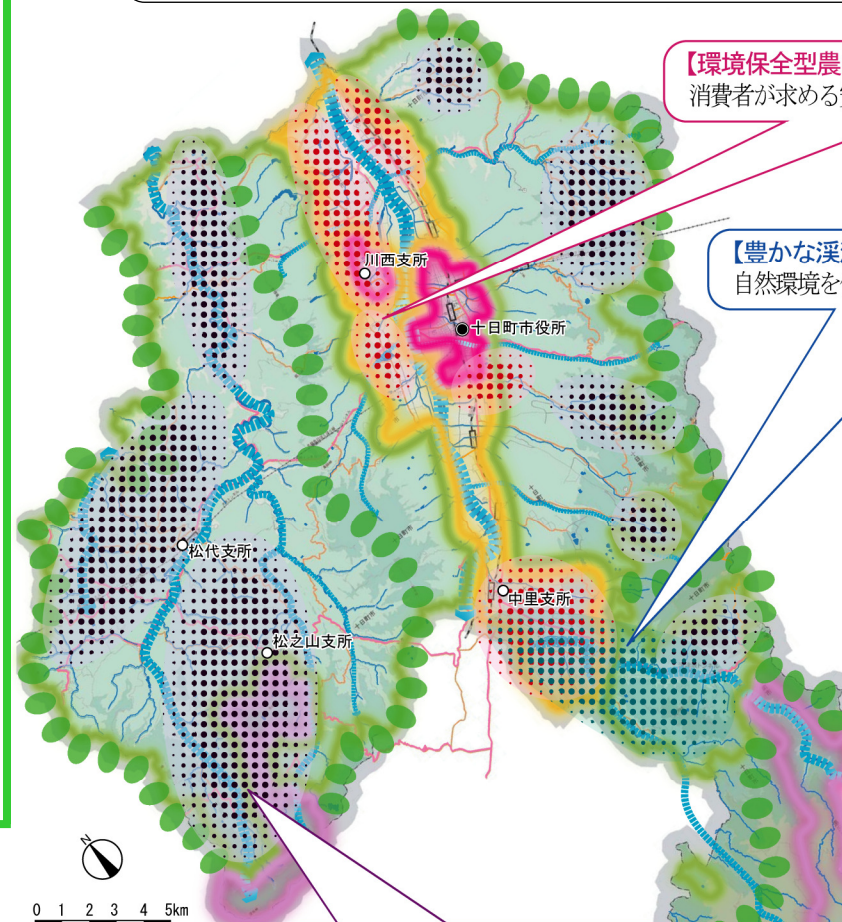
水辺環境・景観のネットワークのコンセプト

- 河川～水田～ため池の水辺の連続性の確保
- 流域全体が協力し、水環境保全の取り組みを推進
- 瀬替えの保全・河川周辺の景観の一体的な保全
- 親水・水辺の生き物とのふれあいの推進



森の基軸のネットワークのコンセプト

- 自然林や二次林を結ぶ森林の連続性の確保
- 水源の森の保全に向けた啓発の推進
- 丘陵の稜線部周辺の森林景観の保全・形成
- 親林活動・森づくり活動の推進



【環境保全型農業推進ゾーンで具体化する取り組み】
消費者が求める安全・安心な農産物の生産に向けた取り組み

【豊かな溪流環境創造ゾーンで具体化する取り組み】
自然環境を保全・活用した河川環境を創出する取り組み

【文化的景観保全ゾーンで具体化する取り組み】
景観の保全・配慮に努め、文化的景観を形成する取り組み

※ ゾーンでは、これ以外にも同じ条件となっている場所では、同様の取り組みを行っていきます。

エリア区分		
種別	名称	凡例
エリア	自然公園エリア	
	エコ社会推進・市街地エリア	
	豊かな田園・生産性農業エリア	
	棚田・里山エリア	
水と緑のネットワーク	水辺環境・景観のネットワーク	
	森の基軸のネットワーク	

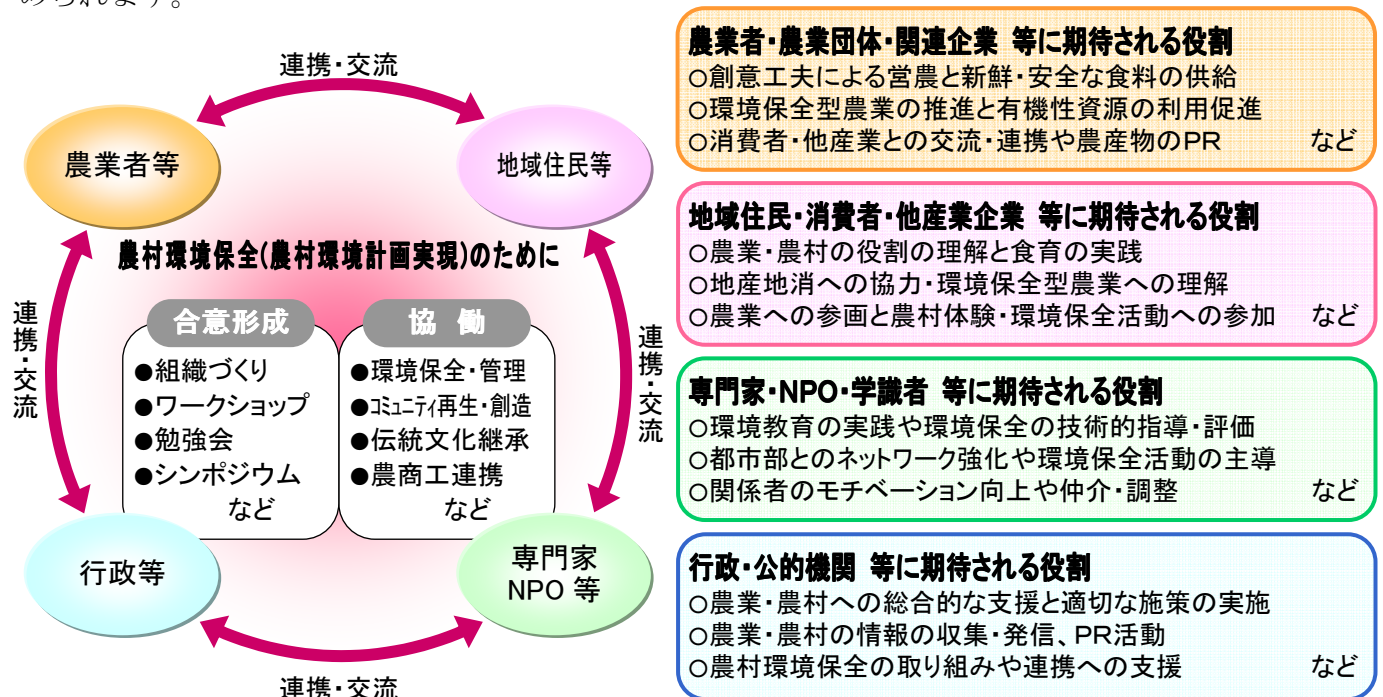
ゾーン区分	
名称	凡例
環境保全型農業推進ゾーン	
文化的景観保全ゾーン	
豊かな溪流環境創造ゾーン	

4 各種主体の役割について

～役割分担と合意形成を行い、協働による農村環境の保全へ～

農村では過疎・高齢化が進行しており、集落の混住化も進んでいます。農村環境の維持・保全を農業者だけで対応していくことは、今後難しくなると予想されるため、農業者はもとより関係団体、行政が連携を図りながら、それぞれの役割分担の基に主体的に取り組むことが必要です。

また、地域住民・自治会・関係団体等との合意形成のもと、地域が一体となって取り組むことも重要となります。このような地域の協働を推進していくためには、「集落営農の組織化」を図るとともに、「集落単位」や複数の集落からなる「流域単位」などに組織を拡充していくといった展開が求められます。



計画策定までの取り組み

【アンケート調査の実施】

平成20年度の12月に、市内の中学一年生全員と20歳以上の成人1,000人を対象に実施。

【生き物調査の実施】

平成20年度に夏季調査、平成21年度に春季調査を行い、計2回実施(9か所調査)。

【景観調査の実施】

平成20年度に夏季・秋季・冬季調査、平成21年度に春季調査を行い、計4回実施。

【策定検討委員会の開催】

農業関係者、学識経験者、各種団体の代表者等で構成。平成20・21年度で計5回開催。



農村環境、農業農村づくりに関するお問い合わせなどは下記までお寄せ下さい

十日町市 農林課農地整備係

〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

TEL. 025-757-9926

FAX. 025-752-4635

E-mail. t-norin@city.tokamachi.lg.jp